

改正

令和元年5月14日教育委員会規則第1号

令和元年12月17日教育委員会規則第8号

播磨町就学援助規則

播磨町就学援助規則（昭和62年教育委員会規則第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条に基づき、播磨町立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者に対し教育に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）「児童」とは、播磨町立小学校に在学する法第18条に規定する学齢児童をいう。
- （2）「生徒」とは、播磨町立中学校に在学する法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- （3）「小学校入学予定者」とは、次年度に播磨町立小学校に在学し、法第18条に規定する学齢児童となる予定の者をいう。
- （4）「保護者」とは、法第16条に規定する保護者をいう。
- （5）「就学援助」とは、義務教育に係る費用の一部を援助することをいう。

（受給資格）

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童、生徒又は小学校入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- （2）前項の要保護者に準ずる程度に困窮している者

（就学援助の種類）

第4条 就学援助の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）学用品費・通学用品費
- （2）校外活動費
- （3）新入学児童生徒学用品費
- （4）新入学学用品準備費
- （5）修学旅行費
- （6）体育実技用具費
- （7）卒業アルバム代
- （8）学校給食費
- （9）医療費

2 前条第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているものは、

前項第5号及び第9号以外の就学援助を受けることはできない。

(就学援助の額)

第5条 就学援助のために支給する額は、予算の範囲内で教育長が定める。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする児童、生徒又は小学校入学予定者の保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助申請書により播磨町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(認定及び通知)

第7条 教育長は、前条の規定により申請があった場合は、審査を行い、必要と認めるときは認定するものとする。

2 教育長は、審査の結果を申請者に通知しなければならない。

(執行等について校長への委任)

第8条 前条により就学援助の認定を受けた保護者は、就学援助に関する請求、受領及び執行について校長に委任することができる。

2 前項の委任を受けた校長は、就学援助に関する請求、受領及び執行について善良なる管理者の注意をもって事務を処理し、執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。

(給付方法)

第9条 就学援助に係る給付は、第7条第1項の規定により認定を受けた保護者に対し直接これを行う。ただし、前条の規定により学校長が委任を受けている場合においては、その給付について学校長がまとめて受領することができる。

2 前項の規定にかかわらず第4条第1項第9号の就学援助に係る給付については、教育委員会が医療機関又は薬局の請求を受け、直接医療機関又は薬局に支払うことができる。

(異動届出)

第10条 校長は、就学援助の対象となっている児童又は生徒が、他の播磨町立の小学校又は中学校へ転学したときは、この旨を教育委員会に報告し、当該児童又は生徒に係る関係書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(受給者の責務)

第11条 就学援助を受けている保護者は、第1条に定める目的に従い、給付を受けたものを公正かつ効果的に使用しなければならない。

(認定の取消し及び給付の返還)

第12条 就学援助を受けている児童又は生徒の保護者は、対象の児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその旨を校長に届け出なければならない。

(1) 第3条第1号及び第2号に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 播磨町立以外の小学校又は中学校へ転学したとき。

(4) 播磨町立中学校に入学しないとき。

- (5) 法第18条の規定により就学猶予又は免除となり、就学援助を必要としなくなったとき。
- 2 就学援助を受けている小学校入学予定者の保護者は、対象の小学校入学予定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 播磨町立小学校に入学しないとき。
- 3 教育長は、就学援助の対象となっている児童、生徒又は小学校入学予定者が前2項各号のいずれかに該当するに至ったときは就学援助の認定を取り消すものとする。
- 4 教育長は、就学援助を受けている保護者が、前条の規定に反していると認めるときは、その保護者に対し、就学援助の認定を取り消し、給付した援助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月17日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。